

障害者自立支援法訴訟の勝利を

めざす大阪の会ニュース No.2

発行：障害者自立支援法訴訟の

勝利をめざす大阪の会

責任：勝利をめざす会事務局

〒558-0011 大阪市住吉区苅田 5-1-22

きょうされん大阪支部内

発行日：2009年4月30日

障害者自立支援法訴訟

大阪地裁第二回公判開廷

4月28日(火曜)午前11時より、大阪地方裁判所2階202号大法廷において、2月10日にあった第1回に引き続き、障害者自立支援法訴訟・第2回口頭弁論期日(第2回公判)がありました。

原告席には、第一次原告とその家族の方たちが並び、傍聴席は、第二次原告の方含め、支援者で満席となりました。

被告側から準備書面提出(提出したことで法廷で陳述したことに代える)があったあと、堺市の原告・土屋さんと吹田の原告・ひだかさんのお母さんが意見陳述に立ちました。

続いて、井上弁護士が原告側から提出した第一準備書面をパワーポイントを使ってわかりやすく説明しました。

その後、裁判長から次回6/25は第二次提訴分と併合(第一次と第二次を同じ手続で進めること)して裁判をすることが決定され、被告側は第二次裁判の答弁書を提出すること、原告側は被告の準備書面について反論していくことを伝え、次々回期日を8/25(火)11時~と決定し終了しました。

土屋さん意見陳述内容



私は盲目というハンディーキャップを持ちこの世に生を受け43年間生きてきた。光、色、人の顔の表情などを見る事ができず、外の風景や部屋の中の明暗さえも感じる事ができない。

日常生活も料理、掃除、郵便物・書類の整理読み書きなど生活の大半・をホームヘルパーさんをお願いしている。調理も、卵焼きを自分で作ろうとして形が整わず卵がばらばらになり焼け焦げ手に火傷を負ったこともある。てんぷらを揚げようとして油がはね、火が引火して火事になる寸前という体験もした。郵便物が届いても何の郵便物なのかさえ分からない。役所から届く福祉課からの郵便物にも点字が打たれてはいないものが大半。ホームヘルパー制度が利用できなければ私の生活は成り立たない。

また、ガイドヘルパー制度が有効に利用できなければ家から1歩も外出できない。自宅から裁判所に今日も来たが、これも一人では絶対できない。スーパーに出かけても何処に商品がおいてあり何がいくらで売られているのかさえわからない。ガイドヘルパーさんや手引きのボランティアさんが居なければ私の日常生活はどうにもこうにも成り立たない。

とにかく私の日常生活はヘルパーさんの存在が不可欠なのにその利用料をどうして私が個人負担しなければ成らないのかが私には全く理解できない。目の見える人たちがスーパーに行ったり、郵便物を読むのにお金を支払うという事はない。

それに加え、ヘルパーさんの利用時間が決められた時間数を越えると1割負担どころではなく、全額負担なので、決められた時間数の中でヘルパーさんにしてもらわなければならない事柄をあれやこれやと考えていると頭が痛くなりパニックを起こしそうになる。余りにも与えられている時間数が少ないからだ。

収入の面でも、治療院の経営もうまくいかず、患者さんも激減しており生活は逼迫している。また、私学の高校生の子どもの学費が高く堺市の私学援助金も支給されず、私一人の経済力では遣り繰りが本当に大変。私にとっての1割負担はかなり重いものになっており先行き将来の不安を感じずには入れられない。

もちろん、眼が不自由なのだから何にもしないで全て他の人にやってもらうのが当然だなんて制度を履き違えて訴えを起こしたわけではない。決して障害をたてにとり怠けたり、さぼったり、甘えてはいない。自分でできる範囲で努力はしている。それでもどんなに頑張ってみてもできない事は助けて頂きたい。世の中ありとあらゆる事が視力がなくては不可能な事ばかり。けれどそんな環境にも負けないで一人で生きていくための自立とは人の援助や支えを自分で最大限うまく利用して遣り繰りする事だと思う。

いろんな工夫や努力をしてベストを尽くしているのにも関わらずこの自立支援法という法律は私たちのおかれた立場を無視している。盲目であるのは私や私の両親のせいではない。医学の進歩の遅れで起きてしまった医療事故で、国として社会で援助していくべき当然の事柄だ。その責任を回避して障害者個人に1割負担を強いるのは間違っている。この事柄に不条理を感じて今回訴えを起こすことにした。今日の話が少しでも裁判官の皆様の心に届き司法の場で結果としていかされる事を期待する。

ひだかさん母意見陳述内容

原告ひだかもえさんの思いを母親が代弁。

<本人を含む家族の現在の状況>

もえは、現在、生活介護施設である

「あいほうぶ吹田」に通所している。

朝は、介護が必要な母のために、デイサービス通所の準備をする私に代わり、もえは、姉が1時間ほどかけ、起こし、朝食を食べさせ、着替えをさせ、荷物の準備をし、排せつの世話をし、9時頃に迎えに来てくれる施設の方に預けている。帰った後は、午後7時ころまでヘルパーの方をお願いしている。私が遅くまで帰宅できない時は、姉が夕食を食べさせ、父親が風呂に入れる。もえは、就寝中に癲癇の発作があり、時には興奮して一晩中寝ない日が続くということもあり、寝ている時間も含め、生活のすべての場面で介助・見守りが必要。

<本人を含む家族のこれまでの生活>

もえの障害がはっきりと分かるようになったのは、3歳のころ。当時、定時制高校に勤務していたので、昼間はもえと母子通園の施設に通い、2時過ぎに帰ってから近所の方に預け、父親が迎えに行き、寝るまで父親が面倒をみるという生活だった。

2年半ほど続いた母子通園が終わり、保育園に転園する際、地域の保育所には障害児の受け入れは無理と断られ、車で40分かかる保育園に行かなければならなかった。

小学校に入学する際、学童保育の申し込みをしたところ、介助者の必要な障害児の入室は前例がないと断られた。私と夫の両方の母親に1週間ずつ泊ってもらいながら、行政へ訴え、ボランティアの方がついてくれることになった。

3年生の4月に、学童保育に行けなくなることを考え、働き続けるために、職場に近い現住所地に転居した。学童保育に行けなくなることにについて、早くからいろいろな方に相談し、行政へも夫婦で請願書を持って行った。福祉の窓口で相談した際、電柱に張り紙をというぐらいしかアドバイスがありませんと言われた。私たちは、自分たちで保育者を探すために、ビラを1000枚作り学校周辺に配布し、地域の新聞で募集したりした。その時、お願いすることになった方に今日まで見ていただいている。

このように、私たちは、障害を持つ子どもを抱えて働き続けるために様々な努力をしてきたが、気がついたら夫も私も仕事を終えるところに近づいてきている。これからどんどん体力も経済的な余裕もなくなってくる。私たちが今後もずっと支え続けていくことは難しいと感じている。兄弟も成長し、自分たちの人生を歩み始めているし、兄弟が今後もずっともえを支え続けていくことは難しいと思う。

<今回、提訴に至った思い>

もえの生活状況を最初に述べたが、赤ちゃんが人間らしい文化的な最低限度の生活をするということイメージしてもらえればと思う。もちろん我が子は赤ちゃんではないし、自分の意思もあり、物理的な面で何かできることがあるかという意味である。赤ちゃんにその生活を保障することが利益なのか。本当の意味での赤ちゃんであれば親の責任といった面もあるが20歳になってもそうなのか。人の一生は、子どもが社会へ出ていくころに親は退職し、身体も衰え、親だけの、夫婦だけの生活に戻って死んでいく。その時になってもまだ、障害を持つ子の親は、親の責任を負わなければならないのか。



利用料の1割負担は、障害があることを本人や親の責任だとして
いるとしか思えない。障害を持つ人やその親にとっては、軽減策が
でき、負担が少額になっても、たとえその額が1円になったとして
もやはり利用料を負担させられ、徴収されるという制度には変わり
はない。

憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」とはわが子にと
ってどんな生活なのか。誰か面倒を見る人がいて、食事、排せつ、
睡眠が保障されればそれでいいのか。赤ちゃんも6ヶ月くらいにな
ると外へも行き、おもちゃなどで遊び、他の子どもたちとも触れ合
い、社会とつながっていく。そのようなことに利用料がかかるのか。
もえは言葉での明確な意思表示はないが、土曜・日曜に家にいると
不機嫌になり、癩癩を起こし、時には大きな泣き声をあげ、自分の
頭や顔をひっかく。心地よいと感じること・好きなことがある。体
を動かすこと、歩くこと、プールに入ること、感触の優しいぬいぐ
るみに顔を寄せることなど。人に声をかけてもらうこと、握手をし
てもらうことも好き。こうしたことが「健康で文化的な最低限度の
生活」ではないか。今はあいぼうが吹田に通うことなのだと思う。
しかし、利用料を負担している。「健康で文化的な最低限度の生活」
を営むためにも、それを「益」として利用料を負担しなければいけ
ないことは不当ではないか。

このような思いからもえを原告となることにした。障害を持つ人
に「健康で文化的な最低限度の生活」が十分に保障され、その親・
兄弟が安心して働き、暮らせる社会になって欲しい。

今回の公判で、私たちは下記の主張を行いました。

原告第一準備書面 ~ 真の「自立」を求めて！

今回の弁護団の主張は、一言で言うと、「自立支援法の『利用者
負担』は、障がい者の『自立』をじゃまするものである」というこ
とです。

「障害」とは ~ 医学モデルと社会モデル ~

まず「障害」とは、個人の健康状態や疾病そのもののことであり
個人の問題であるという考え方（医学モデル）と、障がい者の社会
参加を妨げている社会環境のことであり社会の問題であるという
考え方（社会モデル）があります。

医学モデルの「自立」と社会モデルの「自立」

そして医学モデルにおける「自立」とは、障がい者個人が努力し
て、障害を治療・克服して、自分で身の回りのことができるように
なることであり、社会モデルによる「自立」とは、社会が努力して、
障がい者の社会参加を妨げている障壁を取り除くことにより、障が
い者が自分らしく生きることができるようになることです。

「利用者負担」は自立をじゃましています！

私たちは、社会モデルにもとづく「自立」を目指すべきであり、
このような考え方は国際的にも国内的にも確立したものです。

しかし障がい者自立支援法の「利用者負担」は、医学モデルに立っ
て、障害を個人が克服すべきものであるととらえて、「福祉支援を
受けたいならお金を払わなければならない」と言っているのです。
このような考え方は間違っているし、障がい者が自分らしく生きる
ことができるよう「自立」することをじゃましています。

被告の主張

被告の主張は、書面の提出によって行われました。詳しくは、こ
れに対する原告側の反論を裁判所に主張するときに説明しますが、
簡単に言えば「『利用者負担』は、憲法にも法律にも条約にも違反
していない」という主張です。特に憲法 14 条に関しては「自立支
援法は『障害者』についてのみ書かれたもので、この法律の内容に
は『障害者でない者』と『障害者』の差別といったことが問題とな
る余地はない」と主張しました。

青木佳史弁護士は、裁判所に対し、「被告の憲法 14 条に関する主
張は問題がある。次回、次々回にわたり反論する。」と言いました。

裁判所は、原告の方々の意見陳述や弁護団の主張についてじっと
聞き入っているように見えました。（弁護士・弘川欣隆）

報告集会に 120 人が集う

公判終了後、12 時より大阪弁護士会館にて報告集会が開催され
ました。はじめに辻川弁護士より公判報告と解説がありました。続
いて本日意見陳述をされた原告の二人から。土屋さんは、「文章
を作り何度も練習し発言した。自分なりに頑張った」と。ひだ
かさんは、「子どもが自立できなければ親も自立できない。子ど
もの自立とともに、未だに解決できていない親の就労について思
いもいっぱいあるが語りつくせない」と発言しました。

「公判に参加し、当事者の意見陳述、生の声は迫力があり、裁判
所に届ける必要があることと、傍聴席が埋まり、多くの支援者がある
ことの迫力を学び、奈良でもぜひ活かしていきたい」と7月に初
公判がある奈良の佐々木弁護士からの感想に続き、「土屋さんの発
言に感動。日本は北欧を見習うべき」「重い障害のある家族の発言
が裁判官に届いたことを願う」「弁護士さんたちの奮闘に感謝。報
告集会など目に見える方法を続けてほしい」と激励のフロアー発言
がありました。

最後に、世話人である楠敏雄さんが、4/4 に結成した会の報告と
ともに、「今回の法廷では『自立』をどう捉えるか明解にした。障
害を『医学モデル』ととらえれば自助努力・自己責任であり負担は
当然となるが、今は障害を『社会モデル』ととらえる流れになっ
ていて、自立には社会がバリアを取り除くことが必要。この裁判で社
会・国の責任を明らかにし、5000 人アピール運動で支援の輪を広
げていこう」と訴えました。

~ 弁護団からひとこと ~ 笠原麻央

弁護団の一員として活動させていただいている弁護士笠原麻央
（かさらは まあ）です。弘川弁護士とともに、「めざす大阪の会
ニュース」を担当することになりました。このコラム欄では、毎回、
弁護団メンバーの紹介文を掲載する予定ですので、是非、楽しみ
にしてください。

僕は「人の思いに寄り添う存在でありたい。」という気持ちから
弁護士になり、この訴訟に参加するようになりました。この訴訟
には、「この問題を何とかしたい。」という思いが散らばっています。
原告の方々やこの訴訟に関心のある障害者の方々の思い、そのご
家族や支援団体の方々の思い・・・勿論、弁護団メンバーひとり
一人にもその思いはあります！このコラム欄を通じて、そのよう
な弁護団の「思い」を皆様に少しでも知っていただければ、幸い
です。

~ 参加者からひとこと ~

・大東市聴力障害者協会会長 樋口 武則

私たちろうあ者は3つの施設を建設しました。自立支援法によ
って、施設を利用する障害者や職員の方々の生活が厳しくなっ
ています。施設で働くことを「利益」として一割負担とは、どうし
ても納得いきません。地域では、やさしいまちづくり運動を他の
障害者と一緒に進めており、視覚障害者の移動介助でも負担があ
ることに、自分のことのように腹が立ちます。手話通訳派遣は無
料なのに、と・・・。やっと法廷で原告の話聞くことができ、
ますますこの法律の非人間性を強く感じています。勝利までがん
ばります。

・大聴協 東大阪聴言部会 川畑 陽子

初めて傍聴しました。視覚障害者の土屋さんのお話、内容は生活
する上でとても困難な障害を持っておられるのに、とても明るく話
されているのにびっくりし、感動しました。私は聴覚障害者ですが、
私たちとはまたちがう障害者の方の苦しみを知り、裁判官の方へ「あ
なたが失明したらどうしますか？」との問いかけになぜか涙が出ま
した。ひだかもえさんのお母さんの生活も、ほんとに大変で私には
93歳の父がいますが、特養に入るまで要介護3の時、自宅で介護
したので介護の大変さは少しわかっていますので、頭がさがります。
この裁判で今の障害者自立支援法がいかに冷たい法律かわかってい
ただいて、一日も早く勝利できるように応援していきたいと思いま
す。

障害者自立支援法訴訟を支援する

5000人アピール運動を進めましょう！

5000人アピールは、4月4日の結成のついでに40名からスター
トしました。各団体でも「勝利をめざす大阪の会」ができたことを
知らせ、下記の行動提起を進めていただいているところだと思いま
す。4月24日現在で326名、募金は、150,582円となっています。
ぜひ、訴訟を支援するアピール運動を各団体で大きく広げていた
だきますようお願いいたします。

次回第3回公判

日程：2009年6月25日（木）

時間：午前11時から 10:15から傍聴のための抽選
が行われますので、傍聴希望の方は遅れずにご集合ください。

場所：大阪地方裁判所2階202号大法廷

公判後、弁護士会館で報告集会を行います。